

「市長への手紙」HP掲載データ（令和4年6月分）

見出し	0406-5 市から業務委託している事務の最長期間
ご意見	市から業務委託している事務の最長期間を設けて頂きたい
回答	<p>市で業務委託を行う場合、例えば施設管理業務を委託する場合は1回の委託期間は最長5年となっており、期間終了後は改めて業者・団体を募集し、入札等を行った上で委託先を決定することとしております。この際、入札等の結果により前回と同じ業者等に委託する場合があります。</p> <p>また行政連絡区長、市が設置する各種審議会等の委員の任期は、規程により原則2年、また再任ができることとなっておりますが、委員等を選任する際は原則として連続8年以内とするよう各担当課等へ通知を行っているところです。</p> <p>しかしながら、人口減少や地域事情等により新たな方を選任することが難しい場合も多く、長年にわたり選任されている方も見受けられるところであり、その選任においては、町内会や各団体等との意見・情報交換を行いながら女性や若年層の登用も検討するよう働きかけてまいります。</p> <p>今後においても、関係規程に基づき適正な業務委託に努めてまいりますので、ご理解、ご協力をお願いいたします。</p>
担当課	総務課 電話：0194-52-2112